

令和2年度前期学内エックス線装置の安全取扱いに関する教育訓練実施要項

1. 目的

本学エックス線障害防止管理規則に基づき、学内エックス線装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者(放射線業務従事者)に対し、放射線障害の発生を防止するために、必要な教育及び訓練を行うことを目的とする。

2. 主催

放射線安全委員会

3. 対象者

・令和2年度に学内のエックス線装置等を使用する予定のある者は必ず受けてください。

※これまでに放射線安全委員会主催の教育訓練(放射性同位元素等、学内エックス線装置等)を受講した方は受ける必要はありません。

※学外のエックス線装置等を使用する予定のある者は、別途4月4日(土)に実施する放射性同位元素等の安全取扱いに関する教育訓練(新人教育)を受講してください。

4. 日時・場所

日時: 令和2年4月6日(月)

場所: 60周年記念館1階記念ホール

開催延期 (令和2年3月23日更新)

延期後の日時・場所は後日お知らせします。

5. 講習内容・担当講師

令和2年4月6日(月)

~~16:10~17:40 エックス線の危害防止・エックス線装置の取扱~~

~~材料化学系 教授 若杉 隆~~

~~17:50~18:20 エックス線の人体に与える影響~~

~~高度技術支援センター 技術員 田村文香~~

~~18:20~18:50 電離則等の関係法令及び学内規則~~

~~研究推進課~~

~~※講義終了後、小テストを実施する。~~

6. 修了証書

この講習会において所定の課程を修了した者には、受講修了証を交付する。

7. テキスト

テキストは当日配付します。

8. 注意事項

- ・法令に定められた教育訓練であり、通常の授業と異なります。遅刻、早退、中抜けは厳禁です。受講時間が規定の時間数に満たない場合は、修了証は交付できません。(ガラスバッジも交付することができません)
- ・当日は、マスクを着用する等の感染を防ぐ対策をお願いいたします。
- ・感染症予防のため、風邪の症状や発熱が続いている場合、無理に会場に来ず、自宅療養してください。
- ・会場に来られない見込みがある人は、必ず事前に研究推進課総務係まで連絡の上、指示を受けてください。
- ・学生の放射線業務従事者を対象とした特殊健康診断の採血を4月10日(金)に、問診を4月27日(月)及び4月28日(火)に実施予定ですので、必ず受診してください。教職員の放射線業務従事者を対象とした特殊健康診断は6月に実施予定ですので、いずれかの日程で必ず受診してください。
- ・この教育訓練は「学内のエックス線装置使用者向けの教育訓練」です。放射線障害防止法に定められた教育訓練ではありませんので、本学のアイソトープセンター及び学外のRI施設・学外のエックス線装置・加速器・原子炉等の使用者は、別途実施する放射性同位元素等の安全取扱いに関する教育訓練の受講が必要となります。

スケジュール

	日時	場所	備考
学内エクス線 教育訓練	4月6日(月) 16:10~18:50 開催延期 (令和2年3月23日更新) 延期後の日時・場所は後日 知らせします。	60周年記念館 1階記念ホール 開催延期 (令和2年3月23日更新) 延期後の日時・場所は 後日お知らせします。	初めて学内のエクス線装置を 利用される方は必ず受講してください
特殊健康診断 採血(学生)	4月10日(金)(予定)	(調整中)	詳細は保健管理センターから 別途お知らせがあります。
特殊健康診断 問診(学生)	4月27日(月)及び 4月28日(火) (予定) ※いずれかの日程で 受診してください。	(調整中)	詳細は保健管理センターから 別途お知らせがあります。
特殊健康診断 採血(教職員)	6月頃(予定)	詳細は人事労務課職員係より後日お知らせがあります。	
特殊健康診断 問診(教職員)	6月頃(予定)	詳細は人事労務課職員係より後日お知らせがあります。	

**※教育訓練及び健康診断を受けていない方には、登録業務従事者として登録できません
(ガラスバッジも交付することができません)ので、該当者は必ず受講・受診してください。**
**※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、上記日程等は変更となる可能性があります。
変更される場合は、別途お知らせがあります。**

問い合わせ先： 研究推進課総務係
TEL 075-724-7038
E-mail: ken-apply@jim.kit.ac.jp

【放射線業務従事者登録者(ガラスバッジ被交付者)となるための要件】

- ・ RI施設を利用する場合
(RI施設に含まれる施設: 本学アイソトープセンター、加速器、原子炉等、学外X線発生装置)

(新規)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

+

教育訓練(RI新人教育)の受講(6時間)
(初回必須)

(継続)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

+

教育訓練(RI再教育)の受講(1時間)
(年1回必須)

- ・ 学内X線発生装置を利用する場合

(新規)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

+

教育訓練(学内X線)の受講(2.5時間)
(初回必須) * RI施設利用に係る教育訓練(RI新人教育)の受講者は免除

(継続)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

- ※ 放射線業務従事者登録申請は、教職員はポートフォリオシステム、学生は学生情報ポータルにより行う。
- ※ 特殊健康診断の受診は、登録前及び登録後6箇月毎に受診すること。
- ※ 本学が実施する特殊健康診断を受診することができない場合は、外部機関で受診し、その診断結果に基づき、保健管理センターで問診を受ける必要がある。
- ※ 学生のみ、春期の特殊健康診断で血液検査を受診した場合、秋期は問診のみで良い。